国における「マスク着用」の見直しについて

1. 国における考え方の見直し

令和5年2月10日に開催された政府新型コロナウイルス感染症対策本部において基本的対処方針が変更となり、国は「マスクの着用」の考え方を見直し、令和5年3月13日からマスクの着用は個人の判断に委ねることを決定した。

合わせて、マスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスク(不織布マスクを推奨)の着用が効果的である場面などを以下のとおり示した。

- (1) 重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、医療機関の受診時や高齢者施設への訪問時など、マスクの着用が効果な場面では、マスク着用を推奨する。
- (2) 感染症の流行期に、重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、感染から自身 を守るためには、マスクの着用が効果的であることを周知する。
- (3) 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の方に 感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは 避け、マスクを着用する。
- (4) 重症化リスクが高い方が多く入院・生活する機関・施設等の従事者は、勤務中のマスク の着用を推奨する。

なお、国の示す「マスク着用」の考え方については、学校においては4月1日より適用される。

2. 区における対応について

- (1) 国により示された「マスク着用」の見直しを踏まえ、3月13日以降の区における「マスク着用」の基本的な対応については、3月上旬までに決定し周知する。
- (2) 新型コロナウイルスが5類感染症に移行する5月8日以降の区における取り扱いについては、特措法による協力要請等、基本的対処方針が終了・廃止となることから、今後国・東京都から示される考え方などを踏まえて、適切な時期までに決定し周知する。